



介護保険料のお知らせ

問 困 高齢者支援課介護保険係 (☎内線1187)

介護保険は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費(税金)を財源として、寝たきりや認知症になった高齢者に必要なサービスを提供することで、本人の生活と家族の介護を支援し、社会全体で老後の安心を支える仕組みです。

市内に居住する40歳以上の方はすべて、市が運営する介護保険の被保険者となります。被保険者は

年齢によって、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳から64歳までの人)に分けられ、それぞれ保険料の決め方や納め方が異なります。

皆さんが負担している保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

65歳以上の人の介護保険料

(令和3年度から令和5年度まで)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の人 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.30 23,100円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.50 38,400円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.70 53,800円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90 69,100円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額 76,800円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15 88,300円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30 99,800円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50 115,200円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.70 130,500円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.80 138,200円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.90 145,900円

課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

合計所得金額とは、前年(令和4年)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。

第1～5段階は「公的年金等に係る雑所得」を控除した額(給与所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額(給与所得と課税対象となる公的年金に係る所得の双方に有する人に対する所得金額

調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除した額)を用います。

第6段階以上は合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。不動産の譲渡所得については「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。